

# I 調査の仕様

# I 調査の仕様

## 1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の対象

6 用語の解説「農林業経営体」に該当するすべての農林業経営体を対象とした。

## 3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

## 4 調査方法

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

## 5 数値について

(1)要旨及び統計表の面積の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。また、要旨中の各表の構成比の数値は、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(2)表中に用いた記号は以下のとおり。

統計表の数値

「0」…単位に満たないもの（例：0.4ha→0）

「-」…調査を行ったが、事実のないもの

「…」…事実不詳又は調査を欠くもの

「△」…減少したもの

「X」…農家数等の経営体数が1又は2の場合はその経営体の秘密を守るため経営体数以外の数値を「X」で表示した。また、他の結果数値から算出されるおそれのあるものについては、経営体数が3以上であっても同様に秘匿とした箇所がある。なお、秘匿された数値は、合計に含まれている。

## 6 用語の解説

### 【農林業経営体】

#### (1) 農林業経営体

##### 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積 15a

②施設野菜栽培面積 350m<sup>2</sup>

③果樹栽培面積 10a

④露地花き栽培面積 10a

⑤施設花き栽培面積 250m<sup>2</sup>

⑥搾乳牛飼養頭数 1頭

⑦肥育牛飼養頭数 1頭

⑧豚飼養頭数 15頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>2</sup>以上の素材を生産した者に限る。)

##### 農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

##### 林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### (2) 組織形態別

##### 法人化している (法人経営体)

「農林業経営体」のうち、法人化して事業を行う者をいう(一戸一法人を含む。)

株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
その他の法人	農事組合法人、会社（株式会社など）及び各種団体（農協など）以外の法人で特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない。）

### 【農業経営体】

#### (1) 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

#### (2) 土地

経営耕地	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。 所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
所有耕地	所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

### (3) 農業経営の取組み

環境保全型農業	地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土作りを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
---------	---

#### 【販売農家】

##### (1) 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
------	--

準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
-------	--

副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家をいう。
-------	--

##### (2) 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
------	--

兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
------	--------------------------

第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
---------	-------------------

第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
---------	-------------------

##### (3) 農業労働力

世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためによそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
-----	---

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
-------	--------------------------------------

農業就業人口	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。
--------	--

基幹的農業従事者	農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
----------	--------------------------------------

(参考) 世帯員の就業状態区分

			仕事への従事状況				
			自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
				自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの状況	仕事の主	主に自営農業 主に他に勤務	基幹的農業従事者 農業就業人口		農業従事者		
		家事・育児 学生・その他					

【林業経営体】

所有山林	実際に所有している山林をいう。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。
保有山林	所有山林－貸付山林＋借入山林

【総農家】

農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5a以上所有している世帯をいう。

【地域関係】

旧市町村	昭和25年2月1日時点（第1回世界農業センサス）の市区町村をいう。 昭和25年のセンサス実施以降、市町村合併が行われ、地域範囲が変化してきている状況において、時系列的に比較できる地域区分として設定している。
------	--

なお、本市では農林業センサス以外の指定統計調査について各々の結果報告書を作成し、その書中に市内16ヶ所の公民館管轄区域を区分した統計表を掲載している。農林業センサスではその他の統計資料に掲載された公民館別統計表とは、一部集計地域が異なるので利用の際には注意が必要となる。

集計地域が異なるものは下記のとおり。

	農林業センサス	他の統計調査
猿田町、若草町、宮北町、寿町、岩井町	毛野村	本庁地区
荒金町	矢場川村	御厨地区

(参考) 単位比較表

	m <sup>2</sup>	a	h a
m <sup>2</sup>	1	0.01 a	0.0001 ha
a	100 m <sup>2</sup>	1	0.01 ha
h a	10,000 m <sup>2</sup>	100 a	1